

第3回民俗資料収集・保存方針等検討委員会
【議事録】

1. 日時・場所

令和7年6月11日（水）14:00～16:30 奈良県立民俗博物館内会議室

2. 出席者

（民俗資料収集・保存方針等検討委員会委員）

国立民族学博物館教授 日高委員長

鳥取県立博物館主幹学芸員 樫村委員

国立歴史民俗博物館研究部特任助教 川邊委員

大阪経済大学経済学部教授 下山委員

京都芸術大学名誉教授 伊達委員

（奈良県）

古川民俗博物館長

杉村文化財課長

事務局（奈良県文化財課、民俗博物館）

3. 委員からの主な意見等

〈民俗資料収集・保存等方針〉

- 保存に関する方針について、配架方法等の工夫だけではなく、保存環境の整備を行うことによっても収蔵能力を向上させる必要がある。（下山委員）
- 新たなプレハブ収蔵庫も検討すべき。（樫村委員）
- 「著しい損傷等」の場合の除籍は、除籍候補基準として問題ない。（委員総意）
- 「著しい損傷等」は保存状態のことであり、その他の事由でも、展示、調査、研究、教育普及が困難であり、資料価値を失ったと認められる資料がある場合も考えられる。（日高委員長）
- 除籍候補のひとつとして規定されている「同じ民俗文化圏で収集されたもので、奈良県の地域性及び歴史性が認めがたい同種同等のものが多数ある資料」について

- ・民俗資料は同種同等のものを群として研究するという特性上、同種同等の資料を除籍候補とすることは適切ではない。(委員総意)

- ・「民俗文化圏」という考えについて、さまざまな考え方ができるので、ここでは、「奈良県の地域性及び歴史性が認めがたい資料」だけでよいのではないか。(日高委員長)

○博物館に入らないことを前提とした議論、最初から除籍ありきの方針ではないことを再度確認しておきたい。(伊達委員)

〈資料除籍マニュアル〉

○趣旨、基本方針について

- ・「県内市町村等との相互協力を図る」の記述に対する具体的な取り組みを規定してはどうか。(川邊委員)

○除籍候補基準について

- ・寄贈者又は収集地の情報が欠如している資料は、情報収集に最大限努力するというのも大切である。過去在席した学芸員に協力をお願いし、確認が必要である。(檜村委員)

- ・県民から寄贈され、保存を託された貴重な財産である資料を 最大限残す努力をすべき。(檜村委員)

- ・過去2度の報告書では博物館を改修すれば外の全資料が収蔵できる試算となっている。(檜村委員、伊達委員)

- ・資料の除籍、廃棄は博物館として最後の手段である。(檜村委員)

- ・収集地等の情報が欠如している資料は、他の博物館でも多い。奈良県内の収集資料であることは間違いなく、情報欠如を理由に除籍候補とするのは適切ではない。(檜村委員、伊達委員)

- ・「その他、民俗博物館で収蔵することが適当でないと認められる資料」は、何でも該当する可能性があるため、表現を再検討する必要がある。(日高委員長)

○除籍の手続きについて

- ・除籍候補を選定する場合は、文化財行政主管課とも意見交換すべき。(檜村委員)

- ・ 除籍候補基準の中でも、「著しい損傷等で展示、調査、研究、教育普及が困難であり、資料価値を失ったと認められる資料」、「他の施設等に譲渡することで資料価値が向上する資料」の除籍をまずは優先すべき。（日高委員長）
- ・ 譲渡先の優先順位は、県内が先で、その後に県外という順番が適当ではないか。県内の施設で保管、活用が不十分な場合よりも、県外できちんと研究される場合を優先すべきという考えもあるが、運営協議会でもきちんと確認されることで懸念は回避できるのではないか。（日高委員長）
- ・ 譲渡先は県内が原則。（樫村委員）
- ・ 県民の財産は県外に流出させるべきものではなく、市町村や大学等と協力して県内に残すことが原則。（伊達委員）